

労働安全衛生法の一部改正により、平成 27 年 12 月 1 日にストレスチェック制度が導入されました。実施頻度に関して、50 人以上の労働者がいる会社は 1 年以内ごとに 1 回。従業員 50 人未満の事業場については、努力義務となります。

※ストレスチェック

従業員の方に質問に答えていただき、回答結果をもとにストレス状況を把握する質問検査です。標準的な 57 項目は、厚生労働省が策定する省令・指針等で定められています。

料金、サービス、ご不明な点等に関しては当クリニックまでお問い合わせください。